

改正

平成6年11月10日規則第14号
平成9年1月30日規則第1号
平成13年9月27日規則第18号
平成25年3月29日規則第9号
平成26年3月20日規則第3号

鏡石町下水道排水設備指定工事店規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鏡石町下水道条例（平成5年鏡石町条例第1号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、鏡石町下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第5条の2第1項の規定による申請は、鏡石町下水道排水設備指定工事店申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、4月1日で指定を受けようとするときは、同年の2月末日までに申請しなければならない。

- (1) 代表者の履歴書
- (2) 工事経歴書
- (3) 住民票の写し（法人の場合は定款及び登記（現在）事項証明書）
- (4) 責任技術者登録証の写し
- (5) 納税証明書
- (6) 所有設備器材調書
- (7) 排水設備工事従事従業員名簿
- (8) その他町長が必要とする書類

(指定の時期)

第3条 指定工事店の指定は随時行う。ただし、前条で規定する申請以外の申請においては、指定後の始めの3月31日をもって1年とみなす。

(指定の更新)

第4条 条例第5条の5の規定による申請は、その有効期間の満了する日の前30日までに鏡石町下水道排水設備指定工事店申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類及び鏡石町下水道排水設備指定工事店証（第3号様式。以下「指定工事店証」という。）を添付して行うものとする。

- (1) 指定期間中における主要工事経歴書
- (2) 責任技術者登録証の写し及び従業員名簿
- (3) その他町長が必要と認める書類

(指定工事店証の交付)

第5条 条例第5条の6第1項に規定する指定工事店証は、第3号様式によるものとする。

2 指定工事店証の再交付を受けようとする者は、鏡石町下水道排水設備指定工事店証再交付申請書（第4号様式）により行うものとする。

3 指定工事店者証の書換え交付を受けようとする者は、鏡石町下水道排水設備指定工事店証書換え交付申請書（第5号様式）に法人にあっては定款又は寄附行為及び全部（現在）事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えて行うものとする。

(廃業等の届出)

第6条 条例第5条の7第3項第2号の規定による届出は、鏡石町下水道排水設備指定工事店（廃止・休止・再開）届（第6号様式）により行うものとする。

（変更の届出）

第7条 条例第5条の7第3項第3号に規定するもののほか、次の各号に該当する場合の届出は、鏡石町下水道排水設備指定工事店変更届（第7号様式）により速やかに行うものとする。

- （1） 代表者の氏名に変更があったとき。
- （2） 専属する責任技術者に変更があったとき。

（指定の停止又は取消し）

第8条 町長は、条例第5条の8の規定を適用したときは、鏡石町下水道排水設備指定工事店指定取消・停止通知書（第8号様式）により通知する。

（工事の範囲）

第9条 指定工事店が施工する工事の範囲は、公共ます等へ流入する排水設備等及びこれに接続する除害施設の新設、増設又は改築の工事とする。ただし、町長が承認した工事については、この限りでない。

（責任技術者の責務）

第10条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事の完了に伴う検査に立ち会わなければならない。

3 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に下水道排水設備工事責任技術者証を携帯し、提示の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年1月30日規則第1号）

この規則は、平成9年2月1日から施行する。

附 則（13年9月27日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の鏡石町下水道排水設備指定工事店規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の規定による工事指定業者の指定を受けている者は、当該指定の有効期間の満了する日までの間は、改正後の鏡石町下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の2第2項の規定により指定された指定工事店とみなす。

3 この規則の施行の際、現に改正前の規則第8条第1項の規定により交付されている指定証は、当該指定の有効期間の満了する日までの間は、改正後の鏡石町下水道排水設備指定工事店規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の規定により交付されたものとみなす。

4 この附則に特別の規定があるものを除くほか、改正前の規則によってされた申請、届出その他の行為は、改正後の条例及び改正後の規則にこれに相当する規定があるときは、改正後の条例及び改正後の規則によってされたものとみなす。

附 則（平成25年3月29日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、平成26年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成26年3月20日規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

鏡石町排水設備工事指定業者申請書

年 月 日

鏡石町長

住 所

名 称

代表者氏名

㊟

鏡石町下水道条例第5条の2第1項の規定に基づき、鏡石町下水道排水設備指定工事店の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

添付書類

- 1 代表者の履歴書
- 2 工事経歴書
- 3 住民票の写し (法人の場合は定款及び登記 (現在) 事項証明書)
- 4 責任技術者登録証の写し
- 5 納税証明書
- 6 所有設備器材調書
- 7 排水設備工事従事従業員名簿
- 8 その他町長が必要とする書類

第2号様式（第4条関係）

鏡石町下水道排水設備指定工事店継続申請書

年 月 日

鏡石町長

住 所
名 称
代表者氏名 ㊦

鏡石町下水道排水設備指定工事店の継続指定を受けたく、鏡石町下水道条例第5条の5第1項の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

指定を受けた年月日 及び指定番号	第	年	月	日	号
---------------------	---	---	---	---	---

添付書類

- 1 指定期間中における主要工事経歴書
- 2 責任技術者登録証の写し及び従業員名簿
- 3 その他町長が必要と認める書類

第3号様式（第5条関係）

鏡石町下水道排水設備指定工事店証

指 定 番 号	第 号
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
店 舗 の 所 在 地	
指 定 の 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日

鏡石町下水道排水設備指定工事店として指定する。

年 月 日

鏡石町長

第4号様式（第5条関係）

鏡石町下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

年 月 日

鏡石町長

申請者 住 所
氏 名

鏡石町下水道条例第5条の6第4項の規定に基づき次のとおり申請します。

指 定 業 者 番 号	第 号
氏 名 及 び 名 称	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	
再 交 付 申 請 理 由	
備 考	

第5号様式（第5条関係）

鏡石町下水道排水設備指定工事店証書換交付申請書

年 月 日

鏡石町長

申請者 住 所
氏 名

鏡石町下水道条例第5条の6第4項の規定に基づき次のとおり申請します。

指定業者番号	第 号	
変更年月日	平成 年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
氏名又は名称		
所在地		
代表者の氏名		
そ の 他		

第6号様式（第6条関係）

鏡石町下水道排水設備指定工事店（廃止・休止・再開）届

年 月 日

鏡石町長

届出人 住 所
氏 名

鏡石町下水道条例第5条の7第3項第2号の規定に基づき次のとおり届け出ます。

指定業者番号	第 号
氏名又は名称	
代表者名	
所在地	
電話番号	
廃止年月日	年 月 日
休止年月日	年 月 日
再開年月日	年 月 日
理 由	

第7号様式（第7条関係）

鏡石町下水道排水設備指定工事店変更届

年 月 日

鏡石町長

届出者 住 所
氏 名

鏡石町下水道条例第5条の7第3項第3号の規定に基づき次のとおり届け出ます。

指定業者番号	第 号	
変更年月日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
氏名又は名称		
所在地		
代表者の氏名		
その他		

第8号様式 (第8条関係)

鏡石町下水道排水設備指定工事店指定取消・停止通知書

第 号
年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名 様

鏡石町長 印

指 定 区 分	取 消	年 月 日
	停 止	年 月 日～ 年 月 日
指 定 番 号	第 号	
理 由		